

## 令和5年度 組織マネジメントシート

部名： 福祉部

### ■組織目標(今年度組織が目指す姿)

第六次総合計画の将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向け、福祉・子育て支援の充実したまちづくりを進める。

### ■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

年齢や収入、障害の有無に関係なく、すべての人がその人らしく生涯を通じていきいきと自立し安定した生活を送ることができる体制づくりを進め、平等で支え合う社会を実現する。また、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた保育・子育て支援策を展開する。

### ■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	<ul style="list-style-type: none"><li>・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり</li><li>・豊かなところと個性を育むまちづくり</li></ul>
②とりで未来創造 プラン2020	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て世代支援策の展開</li><li>・高齢者福祉の充実</li></ul>
③個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3期取手市地域福祉計画</li><li>・第9期取手市高齢者福祉計画・第8期取手市介護保険事業計画</li><li>・取手市成年後見制度利用促進基本計画</li><li>・取手市障害者福祉計画</li><li>・取手市第6期障害福祉計画・取手市第2期障害児福祉計画</li><li>・取手市第二期子ども・子育て支援事業計画</li><li>・第四次取手市保育所整備計画</li></ul>

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>重点事業① 保育所整備計画の事業の推進</p>	<p>第四次保育所整備計画に基づき、令和6年度より民営化を予定している中央保育所について、令和5年3月議会に取手市保育所設置条例の一部改正を諮り、可決後正式に民営化が決定した。 令和5年4月から移管予定法人と中央保育所との三者協議や合同保育を実施し、保護者の不安解消やきめ細やかな引継ぎ等を行う。 また、地域子育て支援センターの運営の効率化についても検討を行い、更なる市民サービスの拡充となる運営方法について検討した。 その結果、2箇所について民間委託による事業運営を計画し、地域子育て支援センターの事業者選定に取り組む。</p>	<p>◆目標期限：令和6年3月31日まで 【中央保育所民営化】 (1) 三者協議会 ・保護者代表・学校法人三星学園・取手市（保育所・事務局）の三者にて新しい保育所の運営について協議を行う。 4月22日(土) 第1回 三者協議 6月10日(土) 第2回 三者協議 8月、10月 状況に応じて適宜開催 (2) 共同保育 ・保育所職員及び法人参加職員が共同で保育等を実施することで、法人職員への保育内容等の円滑な引き継ぎを図り、在籍児童への負担を極力少なくすることを目的とする。 ・行事の参加 入所式、夏祭り、運動会、保育参観、卒業式において準備段階から施設長・主任予定者・3～5歳担当予定保育士（2名）参加。 ・通常保育の参加 令和5年11月～12月週1回 令和6年1月～3月週2回 施設長予定者、主任予定者、0～5歳担任保育士（6名） (3) 三者面談の実施 ・児童一人一人について細やかに引継ぎを行うため、三者面談を行う。 時期：令和6年1月～3月 保護者、公立保育士（クラス担任）、法人保育士（クラス担任予定者）  【地域子育て支援センターの民間委託の検討】 (1) 意見聴取 ・保育行政推進検討委員会の開催（7月） ・児童福祉審議会の開催（8月） ・業者選定（9月） ・引継ぎ（1月から）</p>
<p>重点事業② 地域福祉計画の策定</p>	<p>社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画（第4期:令和6年度～令和9年度）の策定にあたり、福祉団体関係者や関係機関の代表者からなる策定委員会を開催し、地域福祉に関する課題への対応を図るための施策を検討し本計画を策定する。</p>	<p>【4月～11月】 ・策定委員会の開催 ・計画の素案作成 【12月～1月】 ・パブリックコメント、意見公募 【2月】 ・策定委員会（パブリックコメント後の素案最終調整） 【3月】 ・計画の公表</p>

<p>重点事業③ 第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画の策定</p>	<p>老人福祉法第20条の8、介護保険法第116条、同117条に基づいて計画を策定する。具体的には、計画策定に際し、実施が必要なニーズ調査・分析を行う。また計画の策定及び推進に係る検討並びに進行管理を所掌する取手市介護保険事業運営委員会に諮る。国から提供される支援ツールによりサービス見込み量を推計し、介護保険料の設定、市介護保険条例の改正を行う。</p>	<p>【4月～11月】 ・日常生活圏域ニーズ調査などの調査実施 ・計画策定を所掌する運営委員会の開催 ・計画の素案作成 【12月～1月】 ・市民意見公募（パブリックコメント）実施 【2月】 ・運営委員会にて素案最終調整 【3月】 ・市議会に介護保険条例改正議案上程。</p>
<p>重点事業④ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定</p>	<p>障害者総合支援法88条、89条及び児童福祉法33条に基づき、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）策定にあたり、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害者団体や関係機関の代表からなる策定委員会を設置し本計画を策定する。</p>	<p>【4月～11月】 ・策定委員会構成メンバー選出 ・計画の素案作成 ・第1回策定委員会開催（計画素案の意見収集） ・第2回策定委員会開催（修正内容の確認、素案の調整） ・第3回策定委員会開催（修正内容の確認、素案の調整） 【12月～1月】 ・自立支援協議会からの意見収集 ・パブリックコメント準備、意見公募 【2月】 ・第4回策定委員会開催（パブリックコメント後の素案最終調整） ・自立支援協議会への報告 【3月】 ・計画の公表</p>

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>連携の良い組織・ミスのない組織による職場の活性化 (部内・課内の情報共有)</p>	<p>福祉部は、福祉事務所としての一面も持ち、連携して市民福祉の向上を目指している。部内においては、定期的な管理職会議を行うと共に、必要に応じて部長招集による各課連携会議を行い、情報を共有化し、適切な業務を行う。 各課では、課内会議を課長により定期的に行い、情報共有することにより課員のミスをお互いに指摘・フォローできるようにする。</p>	<p>毎月の部内管理職会議の実施 毎月の各課課内会議の実施</p>

## 令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 福祉部 課名: 社会福祉課

### ■組織目標(今年度組織が目指す姿)

第六次取手市総合計画のまちづくり基本方針に掲げた「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」の実現に向けて、福祉部門・健康増進部門との連携・調整を積極的に行う。

### ■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

福祉部門と健康増進部門の連携により、市民の多種多様なニーズに対応し、すべての人が平等で支え合う地域社会の実現を目指す。

### ■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	・ 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	
③個別計画	・ 第3期取手市地域福祉計画

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①③	社会福祉事務事業	○	○	市民団体や社会福祉協議会との協働による「福祉まつり」を開催するなど、市民の福祉への関心を喚起するとともに、あらゆる世代及び地域間の融和を図る。	飯泉・土屋 済賀・関 杉野
①③	社会福祉協議会助成事業	○	○	社会福祉協議会の事務事業に補助することにより、市民の方が生きがいを感じ、健康で豊かな暮らしが送れる地域社会の実現をめざし支援する。	関・飯泉
①③	民生委員事業	×	○	社会福祉の精神をもって、日常生活に援護を必要とする人に援助の手を差し伸べ、行政との間に立って地域福祉の向上に寄与する。	飯泉・土屋 済賀・関
①③	行旅死病人等一時援護事業	×	×	行き倒れの病・死人及び親族等が引取れない死亡人について、一時的な援護及び火葬を行い、市納骨堂に遺骨を保管する。	根本・高橋 生田・吉野 岡田・須藤 浅野・三重野 末永・中橋 関口・松田翔 吉田・松田圭 小林
①③	更生保護に要する事業	○	○	犯罪、非行を行ってしまった人に対し、社会の中で適切に処遇することにより、自立更生を助長し、犯罪や非行のない安心・安全な地域社会づくりをめざす。	済賀・飯泉
①③	中国残留邦人支援事業	×	×	中国残留邦人が、最低限の生活を保障されるよう支援費を給付し、生活の安定を図る。	済賀・飯泉
①③	生活保護事業	×	×	生活困窮者からの相談を受け、相談者の状況を把握し、生活保護の決定を行っている。就労自立可能者については、就労支援相談の実施、ハローワークと連携し自立支援を行う。	根本・高橋 生田・吉野 岡田・須藤 浅野・三重野 末永・中橋 関口・松田翔 吉田・松田圭 小林・神戸 高草木・樋口
①③	災害見舞金事業	×	×	火災や水害等によって罹災した世帯に対し、見舞金と布団や日用品等の生活用品を支給することで、罹災者の自力更生と早期の生活再建を支援する。	土屋・飯泉 済賀・関
①③	生活困窮者自立相談支援事業並びに学習支援事業	×	○	生活に困窮した方からの相談を受け、早期発見・早期支援を行うことで、自立へと促していく。また、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子どもを対象に、学び直しの機会と居場所づくり等の提供を目的とし、学習支援事業を実施する。	高橋・根本

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 地域福祉計画の策定	社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画(第4期:令和6年度~令和9年度)の策定にあたり、福祉団体関係者や関係機関の代表者からなる策定委員会を開催し、地域福祉に関する課題への対応を図るための施策を検討し本計画を策定する。	【4月~11月】 ・策定委員会の開催 ・計画の素案作成 【12月~1月】 ・パブリックコメント、意見公募 【2月】 ・策定委員会(パブリックコメント後の素案最終調整) 【3月】 ・計画の公表
重点事業② 取手市戦没者追悼式の開催	7月下旬:祭壇献花用生花/バス手配 8月初旬:業務援助職員派遣依頼 8月初旬:遺族参加・来賓の確定 9月中旬:業務援助職員担当者会議 10月5日:会場準備 10月6日:式典開催	開催日時:令和5年10月6日(金) PM2:00 開催場所:取手ウェルネスプラザ  参加遺族者数 約100名 招待来賓者数 約40名 業務援助職員 約30名

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
職員間のサポート体制の強化	人事異動により新たに配属となった職員、特に新採職員及び新任ケースワーカーに対しての支援をしっかりと行い、心身ともに健康で働くことのできる環境づくりに努める。	通年:新採職員及び新任ケースワーカーに指導員的な役割を持つ職員を付け、後輩の育成に努めるなど、職員間のコミュニケーションづくりに力を入れる。

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
職員の技能力の向上	生活保護のケースワーカーとしての技能向上を目指し、社会福祉主事の資格を取得するため、講習への参加を行う。 また、ケースワーカー同士の情報共有、意見交換のため例月会議を開催する。	令和5年度一年間を要し、1名の職員を通信講座へ参加させ、来年3月末の資格取得を目指す。 毎月一回、ケースワーカー会議を実施する。

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
相談業務の充実	生活保護の相談件数が年々増加している中、関係各課、社会福祉協議会等と連携を図りながら、個々の抱える問題や状況を的確に把握し、必要な支援に繋げていく。	通年:真にどのような支援が必要か見極め、その状況に応じた支援を行っていく。

## 令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 福祉部 課名: 高齢福祉課

### ■組織目標(今年度組織が目指す姿)

第9期取手市高齢者福祉計画・第8期取手市介護保険事業計画にもとづき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスの提供、介護保険事業の運営、地域包括ケアの推進を行う。

### ■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

市内で生活する全ての高齢者の福祉の増進を図るとともに、介護が必要になった高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した生活が営めるよう、介護保険制度等の円滑かつ適切な運営を行う。

### ■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	・ 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	・ 高齢者福祉の充実
③個別計画	・ 第9期取手市高齢者福祉計画・第8期取手市介護保険事業計画 ・ 取手市成年後見制度利用促進基本計画

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①②③	高齢者福祉サービスの提供	○	○	介護や支援が必要な高齢者に加え、一般高齢者も対象に、生活支援及び見守り事業など、市独自の福祉サービスを提供する。	井上 中澤
①②③	市有高齢者福祉施設の管理運営	○	○	高齢者の生きがいや憩いの場を創出する老人福祉センター、かたらいの郷について、適切な管理を行い、利用促進を図る。そのほか、市が所有するふれあいの郷、小貝川生き生きクラブについても適切な管理運営を行う。	大坂 野口
①②③	社会福祉法人、介護保険事業所の指定・指導・監督	○	×	法令にもとづき、市内の社会福祉法人、地域密着型介護サービス事業所、指定介護予防・日常生活支援総合事業者、指定居宅介護支援事業者に指導・監督を行い、適切な運営、サービス利用者の安心を図る。	大坂 野口
①②③	介護保険制度の適切な運営	○	×	要介護者、要支援者が安定した介護サービスを受けられるよう、介護保険制度を適切に運営するとともに、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。	木村 櫻井 秋田 高橋 染谷 高村 飯島 宇留野 新木
①②③	地域支援事業の実施	○	○	被保険者が要介護・要支援となることを予防する。また、地域での生活を支援するために、包括的相談体制、多様な主体による日常生活支援体制、在宅医療と介護の連携、認知症高齢者への支援体制の構築を一体的に推進する。	大間 前野 長谷川 伊藤



■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画の策定	老人福祉法第20条の8、介護保険法第116条、同117条に基づいて計画を策定する。具体的には、計画策定に際し、実施が必要なニーズ調査・分析を行う。また計画の策定及び推進に係る検討並びに進行管理を所掌する取手市介護保険事業運営委員会に諮る。国から提供される支援ツールによりサービス見込み量を推計し、介護保険料の設定、市介護保険条例の改正を行う。	【4月～11月】 ・日常生活圏域ニーズ調査などの調査実施 ・計画策定を所掌する運営委員会の開催 ・計画の素案作成 【12月～1月】 ・市民意見公募(パブリックコメント)実施 【2月】 ・運営委員会にて素案最終調整 【3月】 ・市議会に介護保険条例改正議案上程。
重点事業② 要介護認定の適切・効率的な実施	後期高齢者の増加により、要介護認定申請数も増加している。認定は、面接による調査の実施に加え、主治医に意見を求め、要介護認定審査会を開催して処分(決定)する。また効率的な事務進行のために、審査会のオンラインでの開催、審査資料のペーパーレス化・クラウドでの共有を行う。	要介護認定については、介護認定審査会を毎月コンスタントに開催し、法令が定める30日間以内に処分(決定)を行う。審査会のオンライン開催については、年度当初より通年で行い、審査会資料のクラウド共有については、5月には開始する。

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
係間の業務協力	高齢福祉課は4係で構成されており、業務によっては係員以上の人手を要するものもあり、また時期によって業務(作業)が繁忙となるものもある。係間で横断的に業務を援助することにより、職員の勤務時間の平準化、課全体の時間外勤務時間の縮減を図る。	通年

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
課内会議の定期的実施	高齢福祉課は、課員も多く、所管事務は広範であるため、係長職による会議を定期的の実施し、各業務の進捗状況及び各係のマネジメントについて共有し、検討する。	毎月実施

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
次期計画策定に向けた日常生活圏域ニーズ調査などの調査の実施	第9期介護保険事業計画策定にあたり、介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等のために、対象者のニーズ調査などを行う。	令和5年度上半期(9月まで)

## 令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 福祉部 課名: 障害福祉課

### ■組織目標(今年度組織が目指す姿)

保健・医療・福祉が効率的に連携し、多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスを安心して受けられるまちを目指します。さらに、障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

### ■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」を実現するため、障害者（児）福祉の充実を図るとともに、市民や地域・各種団体等と行政が連携・協働してまちづくりを進めます。

### ■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	・ 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	
③個別計画	・ 取手市障害者福祉計画 ・ 取手市第6期障害福祉計画・取手市第2期障害児福祉計画

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①	特定疾病療養者見舞金支給事業	○	×	取手市特定疾病療養者見舞金支給要綱に基づき、茨城県医療費公費負担制度適用疾病の療養者を対象に見舞金を支給し、療養者本人及びその保護者の労苦に報いる。	下市
①	障害者手帳申請診断書料助成事業	○	×	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に要した診断書料の一部を助成し、障害者の福祉の向上に資する。	板谷
①	重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業	○	×	取手市重度障害者福祉タクシー等利用料金助成要綱に基づき、在宅の重度障害者が医療機関等への通院等に要するタクシー料金の一部、及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成し、重度障害者の福祉の向上を図る。	板谷
①	重度障害者紙おむつ支給事業	○	×	取手市在宅要介護高齢者及び重度障害者紙おむつ支給要綱に基づき、18歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給し、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、福祉と健康の増進を図る。	新垣
①	特別障害者援護事業	×	×	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の常時特別な介護を必要とする重度障害者・児の方に手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。	下市
①③	自立支援介護給付費支給事業	×	×	障害者総合支援法に基づき、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況等を踏まえ障害福祉サービスの支給決定をし、障害者の福祉の増進を図る。	村田 鈴木(勝) 蛭原
①③	自立支援医療給付費支給事業	×	×	障害者総合支援法に基づき、日常生活・社会生活において障害を除去・軽減する手術等に対して必要な医療給付(更生医療・育成医療・療養介護)し、生活の質を高め経済的負担の軽減を図る。	下市
①③	補装具費交付事業	×	×	障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替する用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。	青木 蛭原
①③	ペアレントメンター事業	○	×	自らも障害のある子の子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親が、同じような障害のある子どもを持つ親に対し共感的なサポートを行い、相談活動を通して保護者支援の充実を図る。	椎名 村田 新垣
①	在宅障害児福祉手当支給事業	×	×	在宅障害児福祉手当支給条例に基づき、在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給し、福祉の増進を図る。	下市

①③	障害者手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証交付事業	×	×	障害者手帳は、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の3種類があり、身体障害者手帳に関しては、平成18年4月県からの権限移譲により、手帳の事務審査・交付を行っている。なお、療育手帳と精神保健福祉手帳の認定・発行は県が行っているが、申請・交付に関する事務は市で実施している。 自立支援医療受給者証(精神通院)の認定・発行は県の事業であるが、市は申請受理・県への進達事務・県が発行する受給者証を申請者に交付する業務を行っている。	高野堀江市板谷
①③	障害児施設給付費支給事業	×	×	児童福祉法に基づき、発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作・知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、障害児通所給付費の支給決定をし、障害児の福祉の増進を図る。	村田 椎名 新垣
①③	障害者福祉センターつつじ園管理運営事業	○	×	指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、在宅の障害者(主に知的障害者)を対象に、障害者総合支援法による自立訓練(生活訓練)・就労継続支援B型・生活介護の事業を行っている。また、将来、家族と離れて暮らす際の夜間の生活訓練・指導を行う夜間支援事業及び日中一時支援事業を行っている。さらに、精神疾患等により社会参加の機会が薄れている方々の居場所づくりとして地域活動支援センターも併設運営し障害福祉の増進を図る。	村田
①③	障害者福祉センターふじしろ管理運営事業	○	×	指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、在宅の障害者(主に知的障害者)を対象に、障害者総合支援法による自立訓練(生活訓練)・就労継続支援B型・生活介護の事業を行っている。また、令和4年度より日中における創作活動や生産活動の機会を提供する日中一時支援事業を行っている。その他必要な支援を行い障害福祉の増進を図る。	村田
①③	障害者福祉センターあけぼの管理運営事業	○	×	指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、在宅の身体障害者を対象に、障害者総合支援法による自立訓練(機能訓練)・生活介護の事業を行っている。事業の内容は、理学療法・作業療法、生産活動や創造的活動の提供、常時介護が必要な身体障害者の方には、食事・入浴・排泄等の介護・日常生活上の支援等を通して、身体能力・日常生活能力の維持・向上を目標に行っている。また、地域活動支援センター(Ⅱ型)も併設運営し障害福祉の増進を図る。	鈴木(勝)
①③	こども発達センター管理運営事業	○	×	指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業(こども発達センターの継続利用者で小学校2年生まで)・保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み心身の発達を促すことを目的に行っている。また、児童の親からの日常生活や就学についての相談、その他の必要な支援を行い障害福祉の増進を図る。	椎名

①	障害児(者)及び付添人交通費・燃料費支給事業	○	×	訓練等で障害者福祉施設や学校等に通うために要する交通費及び燃料費の一部を助成し、生活の安定と福祉の増進を図る。対象は身体障害、知的障害、情緒障害、精神障害の手帳及び判定を有する児(者)と通園困難な児童の付添人に対し支給する。	青木
①③	地域生活支援事業	○	×	障害者総合支援法に基づき、障害者が地域で生活を営むために必要な支援を効率的・効果的に実施し、障害福祉の増進を図る。 【主な事業】 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援 ・訪問入浴サービス ・日中一時支援 ・社会参加支援(奉仕員養成研修、点字・声の広報発行、レクリエーション活動等支援 等) ・手話通訳者設置	高野 堀江 下市 板谷
①	あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設使用料助成事業	○	×	取手市障害者等入浴料金助成要綱により、入浴施設を使用する障害者と付添人1名の入浴料金を助成することにより、障害者の福祉の増進を図る。	蛭原
①	合理的配慮の提供支援事業	○	×	民間事業者への合理的配慮への積極的な取り組みを促すための助成制度で、障害者差別をなくし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちづくりを進める。	青木
①	障害理解への啓発活動事業	○	○	あいサポート運等を通して、市民に対し多様な障害の特性及び必要な配慮等の理解を促すことにより、障害の有無にかかわらず、互いに尊重しながら共に生きる社会の実現を図る。	村田 下市 青木
①③	移送サービス等利用助成事業	○	×	取手市高齢者等移送サービス及びタクシー利用料金助成事業実施要綱に基づき、障害者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を助成する。	板谷
①③	障害者権利擁護事業	×	×	障害者総合支援法に基づき、障害者等の人権を擁護し、その利益や尊厳を守るとともに、自立や社会参加の促進を図るため、障害者虐待防止に関する事業や障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。	村田 椎名 鈴木(勝)

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>重点事業① 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定</p>	<p>障害者総合支援法88条、89条及び児童福祉法33条に基づき、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）策定にあたり、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害者団体や関係機関の代表からなる策定委員会を設置し本計画を策定する。</p>	<p>【4月～11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会構成メンバー選出</li> <li>・計画の素案作成</li> <li>・第1回策定委員会開催（計画素案の意見収集）</li> <li>・第2回策定委員会開催（修正内容の確認、素案の調整）</li> <li>・第3回策定委員会開催（修正内容の確認、素案の調整）</li> </ul> <p>【12月～1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会からの意見収集</li> <li>・パブリックコメント準備、意見公募</li> </ul> <p>【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回策定委員会開催（パブリックコメント後の素案最終調整）</li> <li>・自立支援協議会への報告</li> </ul> <p>【3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の公表</li> </ul>
<p>重点事業② 障害理解への啓発活動事業</p>	<p>障害者差別解消法及び取手市あいサポート運動実施要綱に基づき、障害理解の促進・啓発活動の一つとして、あいサポート運動を実施していく。</p> <p>多くの市民に運動を周知するため、とりで障害者協働支援ネットワークと連携しながら市窓口や民間事業所などの関係機関等へのミニパンフレットの配布や掲示、市主催行事におけるPR活動、あいサポーター研修のポスター掲示、市内広報等による周知などの啓発活動を推進していく。</p> <p>また、令和5年度はあいサポーター研修を継続して実施するほか、あいサポーター研修受講済者に対するステップアップ研修を開催し、研修の機会の拡大を図る。</p>	<p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働支援ネットワーク市内関係機関へのミニパンフレットの配布や掲示</li> </ul> <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポーター研修ステップアップ研修の実施</li> </ul> <p>【9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポーター研修の実施</li> </ul> <p>【10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催行事におけるPR活動</li> </ul> <p>※あいサポート運動のあいサポーター研修については、要望や相談等に応じて都度調整を図り開催していく。</p>
<p>重点事業③ 障害者等の地域生活支援体制の強化</p>	<p>障害者総合支援法に基づく、市町村の地域生活支援事業として、相談支援機関やサービス利用に繋がっていない障害者等に対しても総合的・専門的な相談支援体制を整備していく。</p> <p>また、既存の社会資源の効果的な活用等により、緊急時の対応等を含めた障害者等の地域生活を支えるための仕組みづくりについて取手市自立支援協議会において検討を行い、次年度以降も継続して取り組んでいく。</p>	<p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉施設等との障害者居室確保事業契約締結</li> </ul> <p>【6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会における協議</li> </ul> <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市・他県の取組についての情報収集</li> </ul> <p>【8月～3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター設置に向けた協議</li> </ul> <p>【9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会における協議</li> </ul> <p>【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会における協議</li> </ul> <p>【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会における協議</li> </ul> <p>適宜：茨城県相談支援アドバイザー派遣事業を活用し、相談支援体制の整備について支援の実績がある県人材育成部会委員の相談支援専門員等に地域における専門的な相談支援システムの立ち上げ援助を依頼していく。</p>

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
係間の連携強化による窓口業務の向上	福祉係・支援係が互いに協力し合える体制の強化を図るため、係間でミーティングを実施し、柔軟な組織対応に努めることにより、窓口業務を円滑にし、住民サービスの向上を図る。	・通年

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
課内会議及び再任用職員による指導育成	課内会議を開催し、課題等の情報を共有することで、課員全員が共通の認識を持って業務を遂行できる体制作りに努める。また、再任用職員からこれまで培った知識や経験を学び、課員の人材育成・スキルの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内会議 随時</li> <li>・課内勉強会 随時</li> <li>・係内勉強会 随時</li> </ul>

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
とりで障害者協働支援ネットワークとの連携	ネットワーク定例会及び障害福祉コラボミーティングへ積極的に参加し、地域での課題や問題解決に向けた意見交換を行うことでニーズの把握に努める。	・年4回の定例会等に参加
取手市自立支援協議会との連携	市の障害福祉についての協議の場として取手市自立支援協議会を開催し、地域における課題や現状についての検証を行うこと等により障害者のニーズの把握に努める。また、民間事業所も含めた関係機関と情報を共有し連携を図ることで、より適切な支援について考える機会とする。	・年4回の定例会等に参加

## 令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 福祉部 課名: 子育て支援課

### ■組織目標(今年度組織が目指す姿)

とりで未来創造プランに基づき引き続き、第六次総合計画の将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向け、地域・各種団体等との連携により、安心して出産できるまちづくり、安心して子育てできるまちづくりにむけた子育て世代支援策の展開を図る。

### ■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

都市将来像の実現に向け、安心して子どもを産み育て、健やかに子どもが成長できるよう、社会全体で子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たし見守り育て、子育てを支えるという地域風土を高める。  
また「豊かなこころと個性を育むまちづくり」の具現化にむけ、保健、医療、福祉に関する様々な事業や関係機関との連携・充実化を進めるとともに、教育・保育に関する事業の量と質の充実を図り、すべての子どもの状況に応じた良質な生育環境と保障を図る。

### ■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	豊かなこころと個性を育むまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	子育て世代支援策の展開
③個別計画	取手市第二期子ども・子育て支援事業計画 第四次取手市保育所整備計画



■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①③	児童扶養手当支給	×	×	父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭に対し、手当の支給により家庭の生活の安定と自立の促進、また児童の福祉の増進を図る。	太田 安嶋
①③	児童手当支給	×	×	児童を養育するものに対し、手当の支給により家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る。	安嶋 太田
①②③	家庭児童相談室の運営	×	×	18歳未満の児童とその家族の相談に応じる。 児童虐待については、未然防止、早期発見、早期対応、支援を行うことで児童の健全な養育・福祉の向上を図る。 配偶者からの暴力の被害者の相談に応じる。	菅野 鈴木 吉本
①③	児童発達支援システムに関すること	×	○	発達に支援が必要な児童について、関係機関が連携し支援を行う体制と内容の充実を図る。	菅野 吉本
①③	保育所入所事務	×	×	施設型・地域型給付施設の利用を必要とする保護者、児童に対し、公正な利用調整・決定を図り、幼児教育保育の無償化制度の運用、適切な保育料の賦課、公平な保育料の徴収事務を進める。	齊藤 石毛 梅崎 三浦
①③	民間保育園運営事務	×	×	特定教育・保育施設及び特定地域型給付施設に対する適切な施設給付費等の支給により、健全な民間の幼児教育・保育運営の推進を図る。	井上 小笠原 梅崎 飯塚
①③	公立保育所の施設管理	○	○	保育施設の日常的、定期的な点検や修繕等を実施し、建物、設備等の長寿命化による効率的、経済的な施設維持と安全な保育環境の提供を図る。	中島 工藤
①③	公立保育所・センターの人員管理	○	○	各保育所等に配置する会計年度任用職員等の募集・任用・育成管理を実施し、公立保育所・地域支援センターの体制強化と教育・保育の提供を図る。	間中 飯塚
①③	保育所の給食の提供	○	○	安全・安心で楽しく美味しい給食の献立立案、関係者からの意見聴取、給食提供業者への指導、保育所食育計画に基づく保育事業実施、アレルギー対応など、児童の心身の成長を図るため給食を提供する。	坪 飯塚
①②③	公立保育所・公立支援センターの運営管理と子育て支援・保育サービスの提供	○	○	公立保育所に入所する乳幼児に対し、専門性を有する職員が、家庭・地域と連携を図りながら、健康(疾病・感染症)安全(不審者・災害)に配慮し、入所児童のもっともふさわしい生活の場を提供する。 併設・隣接する地域子育て支援センターにおいて子育て世代の相談・交流・情報提供となる場を提供する。	島田 吉川 吉山 菊谷 野村
①②③	地域子育て支援事業①(ファミリーサポート事業の実施)	○	○	子育ての援助をしたい人、子育ての援助を受けたい人との相互間の調整を図ることで、地域の人材を有効的に活用するとともに、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で援助する体制づくりを進める。	梅崎 太田
①②③	地域子育て支援事業②(地域子育て支援センター事業利用者支援事業の実施)	○	○	保育の知識や育児経験を有する専任を配置した「地域子育て支援センター」を地域の身近な場所に設置し、育児等に不安を持つ母親の相談に対し養育上の専門的指導を行い、子育て世帯への支援を行う。 利用者支援事業として、子育て支援課の窓口に保育コンシェルジュを配置し、各支援サービスの提供をする。	中島 工藤 飯塚
①③	児童福祉審議会の運営	×	×	子ども子育て支援法に基づく「市町村子ども子育て会議」機能を併せ持つ「児童福祉審議会」の運営により、外部からの専門的な意見や客観的な意見の集約を有効的に活用し、児童福祉や子育て支援の更なる向上を図る。	中村 松崎
①②③	子ども・子育て支援事業計画及び保育所整備計画の事業実施と進行管理	×	○	令和7年度から5年間を計画とする「取手市第三期子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり、保護者の就労状況や子育ての実績、教育、保育や子育て支援に関するニーズを把握するためアンケート調査の実施を行う。	中村 松崎 飯塚 中島 梅崎

①③	保育所整備計画の推進 (中央保育所の民営化の 推進、地域子育て支援セン ター事業者選定)	×	○	第四次保育所整備計画に基づき、計画期間中に中央保育所の 民営化の推進と地域子育て支援センターの事業者の選定を実 施する。	松崎 中島 梅崎 工藤
①③	民間保育園等施設設置認 可に関する事	×	×	教育・保育施設に係る整備計画等を踏まえ、将来に向けた利用 者需要と施設の供給量を判断し、適切な施設の誘導や定員の 設定により、受け皿の充実と待機児童の早期解消を図る。	松崎 中島
①③	民間保育園施設整備・補 助申請等事務	×	×	民間における保育施設の建替えや改修、また安全設備等の設 置に関し、有効で適切な補助制度の活用を助言、指導し、保育 施設機能の活性化を図る。	中島 工藤

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>重点事業① 保育所整備計画の事業の推進</p>	<p>第四次保育所整備計画に基づき、令和6年度より民営化を予定している中央保育所について、令和5年3月議会に取手市保育所設置条例の一部改正を諮り、可決後正式に民営化が決定した。 令和5年4月から移管予定法人と中央保育所との三者協議や合同保育を実施し、保護者の不安解消やきめ細やかな引継ぎ等を行う。 また、地域子育て支援センターの運営の効率化についても検討を行い、更なる市民サービスの拡充となる運営方法について検討した。 その結果、2箇所について民間委託による事業運営を計画し、地域子育て支援センターの事業者選定に取り組む。</p>	<p>◆目標期限：令和6年3月31日まで 【中央保育所民営化】 (1) 三者協議会 ・保護者代表・学校法人三星学園・取手市（保育所・事務局）の三者にて新しい保育所の運営について協議を行う。 4月22日(土) 第1回 三者協議 6月10日(土) 第2回 三者協議 8月、10月 状況に応じて適宜開催 (2) 共同保育 ・保育所職員及び法人参加職員が共同で保育等を実施することで、法人職員への保育内容等の円滑な引き継ぎを図り、在籍児童への負担を極力少なくすることを目的とする。 ・行事の参加 入所式、夏祭り、運動会、保育参観、卒業式において準備段階から施設長・主任予定者・3～5歳担当予定保育士（2名）参加。 ・通常保育の参加 令和5年11月～12月週1回 令和6年1月～3月週2回 施設長予定者、主任予定者、0～5歳担任保育士（6名） (3) 三者面談の実施 ・児童一人一人について細やかに引継ぎを行うため、三者面談を行う。 時期：令和6年1月～3月 保護者、公立保育士（クラス担任）、法人保育士（クラス担任予定者）  【地域子育て支援センターの民間委託の検討】 (1) 意見聴取 ・保育行政推進検討委員会の開催（7月） ・児童福祉審議会の開催（8月） ・業者選定（9月） ・引継ぎ（1月から）</p>
<p>重点事業② 家庭児童相談事業</p>	<p>令和5年4月にこども家庭庁の設置、令和6年4月に改正児童福祉法の施行、それに伴い市区町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置に努めることが明示された。 家庭児童相談室では、こども家庭センターの設置に向けて、要保護児童、要支援児童、発達に支援が必要な児童等とその家族への相談支援の充実に向けて、母子保健や障害福祉分野等の子どもにかかわる担当部署との連携、事業の整理を行う。 こども家庭センターの業務の中で、更なる支援の充実・強化を図るために子どもや家族と一緒に「サポートプラン」を作成することが追加された。今後は、サポートプランの実施に向けて、様式、作成や活用の流れを検討する。 また、これまでに引き続き、要保護児童地域対策協議会や児童発達支援システム連携協議会の運営、児童虐待防止のための啓発活動、市内保育所等を対象とした巡回相談等の事業を実施する。</p>	<p>◆目標期限：令和6年3月31日まで 【こども家庭センター設置に向けた調整】 ・包括・拠点連携会議（毎月） 【要保護児童地域対策協議会の運営】 ・代表者会議（年1回） ・進行管理会議（毎月） ・学校等連携会議（年2回） ・主任児童委員連携会議（年14回） ・個別支援会議（随時） 【児童虐待防止のための啓発活動】 ・オレンジリボン運動の実施（11月） 【児童発達支援システム連携協議会】 ・連絡会（年1回） ・検討部会（随時） 【巡回相談の実施】 ・実施回数（年間130回）</p>

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
・時間外業務の抑制と均衡化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノー残業デーの完全実施(長期欠員状態の解消)</li> <li>・係内ミーティングを実施し、各担当者の業務の進捗状況を確認(保育係は3係長体制となり体制強化したが、一方で保育係全体にまたがる政策事業の推進に伴う係員間の情報共有の強化が必要)</li> <li>・課内ミーティング(係長以上)を実施し、業務進行管理の確認と臨時業務や繁忙業務に対する支援の調整、必要に応じ仕事の割り振りの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働の上限規制の遵守 原則 月45時間かつ年間360時間 特例 年間の上限720時間/2~6ヶ月平均上限80時間/単月の上限100時間以内/月45時間越は年6回まで</li> <li>・課内ミーティングの実施目標 4.6.8.10.12.2月</li> <li>・係内ミーティングの実施目標 4.6.8.10.12.2月</li> <li>・課内情報共有の実施 通年</li> </ul>

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
・臨機応変な業務分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対する慢性化の抑制、業務遂行能力の向上、職場活性化の為、業務分担の見直しを図る。</li> <li>・業務遂行において孤立化や異動時期の業務の停滞が発生しないよう、担当者の複数制、係内での勉強会を実施し、業務内容の理解を深めるとともに共有化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分担の割り振り(当初)・・・4月</li> <li>・業務の達成目標の確認・・・5月～6月</li> <li>・業務進捗度(中間)の確認と調整・・・9月</li> <li>・業務達成度の評価・・・3月</li> </ul>

■ニーズの把握と成果の検証, 評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野計画の進行管理・報告(審議会)</li> <li>・公立民間所長会議の開催</li> <li>・保護者会からの要望書の受理</li> <li>・こども家庭庁の創設に伴い、関連した必要な事業の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野計画の進捗状況調査の実施と集約・検討</li> <li>・業務連絡に併せた懇談会の実施</li> <li>・保護者会アンケート結果受理と要望書作成に伴う庁内調査</li> <li>・こども家庭センターの業務の中で、更なる支援の充実・強化</li> <li>・新たな部の設置について調査・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉審議会開催(年4回)</li> <li>・所長園長会議(年4回程度)</li> <li>・要望書回答の提出(年1回)</li> <li>・通年</li> </ul>